

『沖縄県NPOプラザ』

バナナ通信

発行日：2005年10月10日

発行：沖縄県NPOプラザ

〒900-0034

沖縄県那覇市東町1-1

県那覇東町会館3階

TEL:098-941-3113

FAX:098-941-3114

E-mail:npo-plaza@

tontonme.ne.jp

沖縄県内のNPO法人数

189法人(9月末現在)

★9月に認証されたNPO法人★

- ・特定非営利活動法人 島の風

今月号の紙面から

2・3面:NPO法人紹介

NPO法人 なはまちづくりネット 田端 温代 氏

4面:「NPOで起業」

ドリームゲート運営事務局沖縄リーダー 安里 香織 氏

5面:沖縄県NPOデータベースのご案内

沖縄県 文化環境部 県民生活課 又吉 朋隆 氏

6面:プラザレポート

沖縄県NPOプラザ 安次富 日奈子 氏

.....プラザからのお知らせ.....

主催：沖縄県（文化環境部 県民生活課）

実践会計講習会 初級編

「ひととおり、帳簿の付け方」がマスターできます！！

NPO法人が作成する貸借対照表、収支計算書などの会計書類を、決算の時にあわてずに、らくらくと作成するには、事業規模の大小にかかわらず、日常の会計処理を正確におこなっておくことが大切です。

「簿記」と聞くと、むずかしそう・・できるかな・・と、簿記のことはわからずに、会計担当者になった方は心配になるかと思いますが、一般的な簿記の知識のなかから、NPOのみなさんが実際の会計処理で必要になる簿記を習得する講座を開催することにしました。

前半(約30分)解説→NPOの会計って、特殊なのでしょうか。

後半(約60分)→明日からできる実践会計

特に日常の会計処理の基本である仕訳(しわけ)について重点的に学んでいきます。

残り30分 → 質疑応答など。

- と き：10月12日(水) 19:00～21:00
(30分は質疑応答)
- 会 場：沖縄県女性総合センター
『ているる』3階 研修室1
- 参加費：無料
- 講 師：安座間 宏 氏
(大城眞徳税理士事務所)
- 対 象：NPO(法人)会計担当。
会計の基礎から学びたい方
- 定 員：30名(定員に達しだい募集を締切とさせていただきます)

沖縄県NPOプラザ

(お問い合わせ・申し込みは下記まで)

〒900-0034

沖縄県那覇市東町会館1-1

県那覇東町会館3階

TEL:098-941-3113

FAX:098-941-3114

E-mail:npo-plaza@tontonme.ne.jp

NPO法人 なはまちづくりネット

〒902-0073

那覇市字上間563番地

<http://www.geocities.jp/namane1742/index.html>

e-mail : namane1742@yahoo.co.jp

主な仕事(案も含む)

☆ 研修・交流事業

- ・社会教育指導員連絡会・・・・・・・毎月
- ・公民館職員専門講座(文科省)・7月
- ・海外社会教育研修会・・・・11月
- ・沖縄学習交流塾・・・随時
- ・中央婦人研修会(県教育委員会)・・・9月
- ・家庭教育カウンセリング研修会(県教育委員会)
- ・うないフェスティバル実行委員会
- ・その他

☆ 社会貢献事業

- ・那覇市身体障害者絵画展実行委員会
- ・第3回 肝どん²コンサート

☆ 那覇市公民館運営受託事業

主な事業(案も含む)



	事業名	回	月	講師
自主講座	手作りかりゆしウェア	2	6	金城美代子
	沖縄の村落と位牌祭祀(トートーメ)	6	6, 7	沖縄大学 波平エリ子
	アンシャンテ・ル・フランセ	6	7	琉球大学 堀富美子
	沖縄の村落と位牌祭祀(トートーメ)2	6	10	沖縄大学 波平エリ子
公民館指定講座	記念講座「琉球漢詩ゆんたく話詩吟」	6	6, 7	都市科学政策研究室備瀬ヒロ子
	親子ふれあい講座「特殊メイクで変身」	7	7, 8	ヒロヒト・ハヤセ ジョージ
	少年教室「なんでも挑戦団」	7	7, 8	入江貞四郎
	乳幼児学級「ぱぴい&まみい」	6	10	川平栄子、屋比久秀子他
	市民講座「おかしなお菓子TOWN構想」	5	2	沖縄県建築士協会他(予定)
	青年講座「ファイナンシャルプラン」	6	1	大浜文博他
	成人講座「繁多川見聞録」	6	11	繁多川自治会他
	市民講座「介護の初歩」	6	1	
地域交流事業～もちつき大会～				1 12

第3回 肝どんコンサート

12月予定

障害をもった子も持たない子も一緒にになってコンサートを楽しめます。

昨年はパレット久茂地の劇場で、プロ演奏家と歌を堪能できました。

今年は、繁多川公民館ホールで、思いっきりクリスマスします。

誰でもみんなおいでよー。貴方が主役です。

5番線・カレーライスの会

毎月第3水曜日

NPO並びにNPO活動に興味のある人達の情報交換と学習の場です。「勉強します!」とがんばるより、「や一元気だった」を合い言葉に繁多川公民館に集まります。

5月から9月までの5回、延べ91名、テーマはNPO運営、保健、文化、福祉、ディベートと枠を超えた学習会になりました。にこやかに集まり、お土産いっぱいの集まりを心がけています。講師も参加者も自薦他薦OKです。「あなたに会いたい人」も「あなたが会いたい人」も見つかるはずです。

『NPOと業務委託』

代表：田端 温代

那覇市の公民館業務がどうも民間委託になるらしい、と情報を受け社会教育に対する思いを同じくするメンバーと「始めに受託ありき」ですかの声もあったのですが、受託のためのNPOを立ち上げ、社会教育の広い分野の中でNPOとして行政との協働の部分探しから那覇市繁多川公民館の業務に入りました。

NPOの発足に際し、メンバーと共にいわゆる理念（ミッション）の確認を様々な場面で行いました。確認しあった理念は「社会教育で社会に貢献する」という高い志が「なはまちづくりネット」の中で位置づけられました。

しかし、受託を受けてすぐに私を含むすべてのメンバーは築き上げた理念と受託する（仕事の請負）行為の妙な気持ちのズレに気づき始めました。

いわゆるこれまでのボランタリーな部分、社会貢献することを遠くに置き忘れたような『寂しさ』と、協働に対する意識、解釈のズレからくる『寂しさ』のようなものです。

この『寂しさ』は私たちだけのものではない、と気づくのにそう時間はかかりませんでした。だれもが一度は感じるこの『寂しさ』解決に貢献することが、私たちの役割と気づき「5番線・カレーライスの会」を今年の5月に発足させ、5ヶ月で延べ90数名が訪問してくれました。

この会は繁多川公民館に月に一度、NPO並びにNPOに関心のある人たちが集まり「や一元気だった」と言葉を交わすこと目的としています。そして後述の指定管理者制度≠協働≠受託を、指定管理者制度=協働=受託が当たり前と伝えたいのです。

今後、行政は指定管理者制度を実現するために、たくさんの施設を民間に開放します。例えば小規模作業所や福祉施設、社会教育団体等で働く（活動）人々は、これまで苦労を重ねながら、いわゆる思いをエネルギーに活動をしてきました。しかし業務委託を受けた場合、もちろんメリットはたくさんあります、現段階では指定管理者制度≠協働≠受託でないことが多いことを理解し、なおかつNPO団体である

ことの誇りと、理念（ミッション）を持続けて欲しいのです。

「なはまちづくりネット」は誇りを持って働くことが『寂しさ』の解決とようやく気づき、「第3回胆どんコンサート」を12月に開催します。

「5番線・カレーライスの会」も「第3回肝どんコンサート」も業務受託プラスの事業部分です。皆さんもフィランソロフィーしてみませんか？心が豊かになります。

=繁多川公民館ニュースレター『はんた川にっき』=



= 5番線カレーの会 =



=ホームページ『むらやあ～』=



=まちづくりネット機関紙『こらぼyou』=

NPOで起業！

ドリームゲート

沖縄リーダー 安里香織



経済産業省が資本金1円からの起業を認める法律を作り、それを応援するプロジェクトとして「ドリームゲート」という事業が2003年にスタートしました。

全国を9エリアにエリアリーダーをおいて、起業をキーワードにしたさまざまなイベントや講演会を行っております。

今年度、ドリームゲート沖縄の事務局として、就任し、前半戦を終了したところです。

沖縄県内でも「起業をしたい」という人はもちろん、「何かやりたいけどまだ形になっていない」という人が多く、月に1～2度のイベントには意識の高い人々が集まって知識を習得し、交流を深めています。

やはり、起業をしたいと思ったときにまず考えるのが個人でやるのか、会社形態にするのか。株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、NPO法人、他にも多くの会社形態があります。

個人か普通の会社形態か、それかNPO法人に・・・という相談があります。

NPO法人にしたい、という相談を持ちかけてくる方の多くが、「ボランティア団体」として認識されている実態がネックになっているということをお話してくださいます。

しかしNPO法人も通常の会社形態とはなんら変わりなく、決して「利益を出してはいけない」という決まりがあるわけではない、というのを根気よく、まわりの方に周知徹底していくのが近道だと思っています。

NPO法人を設立したいという相談をしてくる方には、具体的に知り合いのNPO法人を紹介したり、または、インターネット等で調べて、連絡をして、実際のNPO法人の生の声、意見、メリ

イベント情報

DREAM GATE 沖縄大交流会 11/6(日)

第1部 14:00～16:15 (受付開始 13:30～)

「感動コミュニケーション力」

第2部 16:30～18:00 (交流会参加費 1,000円)

セミナー情報

・『アクセス数・売上倍増の仕掛け業』

公開セミナー(11/26)』

・『少額コストでも効果の出せる

集客テクニック(12/10)』

イベント・セミナー情報の詳細はHPをご覧下さい。また、支援策情報・連携機関によるイベント・セミナー情報などHPで見ることができます。

<http://www.dreamgate.gr.jp/area/Okinawa/>

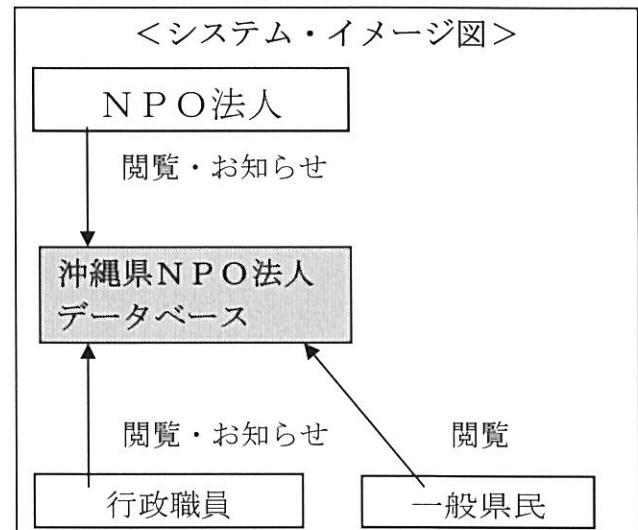
<沖縄県からのお知らせ>

沖縄県NPO法人データベースのご案内

県では、ホームページ「沖縄県NPO法人データベース」を設けましたのでご案内します。

このページは県が所管するNPO法人のデータベースとなっていて、活動の種類や市町村等の条件で法人検索ができるようになっています。

また、行政とNPO法人が、お知らせ等を掲載できるようになっています。



行政職員がNPO法人の情報検索に活用することになりますので、当データベースを活用して積極的に法人の情報を発信していただくことにより、行政側のNPO活動に対する理解を深め、行政とNPO法人とのパートナーシップを構築する契機になればと思います。

NPO法人の方は、別紙様式で申し込みいただくと、IDとパスワードを交付します。法人としてログインした場合、通常の閲覧以外に以下のことができるようになっています。

- 1 法人からのお知らせの掲載
- 2 データベース上の法人データ登録／編集
- 3 法人の、連絡先・役員情報・届出履歴を確認
- 4 届出事項照会(各種届出事項の届出年月日、届出受理日など)

なお、上記のお知らせの登録や法人のデータ登録／編集等については、こちらで代行してデータ入力も行っていますので、気軽に担当までご連絡下さい。

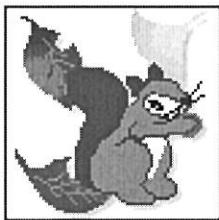
(システムの見直しも隨時していく予定ですので、ご希望・ご意見ありましたら、担当まで連絡下さい)

NPO-DBシステム アドレス：<http://www.npo-okinawa.jp/>

担当：

沖縄県文化環境部 県民生活課 市民活動推進班 又吉朋隆（またよし・ともたか）

県民生活課HPアドレス：<http://www.pref.okinawa.jp/seikatsu/>



指定管理者制度って？

アドバイザー：安次富日奈子

ニュースなど、よく耳にするようになった「指定管理者制度」。現在、沖縄県やいくつかの市町村で、指定管理者制度の公募が始まっています。

さて、指定管理者制度とはいいったいなんなのでしょうか？

この制度は、今日、多様化するニーズに、より効果的かつ効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的としています。政府の規制緩和を求める1つの政策として、平成15年9月施行され平成18年9月1日までに、自治体は公の施設について、直営か又は指定管理者かを選択しなくてはならないとされ、NPO法人などの民間事業者に広く門戸が広がることになりました。この制度により、財政面や活動の場の確保に悩むNPO法人にとっても、資金と活動の場を日常的に得られることは、大きなメリットですが、参入への大きな障害は「NPOの信頼性」です。ソフトへの提案はできるが、施設を運営することの「実績」や「財政基盤（運営資金の確保）」の弱さがデメリットとして上げられています。

プラザにも「NPOにまかせるより、企業に任せるほうが安心」「NPOって信頼できるの？」といった声が届きます。県やプラザで提示できる資料データとして、毎年報告の事業報告書がありますが、出していない団体もありますし、住所や電話番号などが確認できない団体もいくつかあります。

それで、「NPO全体のイメージ」が悪くなってしまうのは、少し残念だとは思いませんか？

毎年の提出書類は、最初は、結構面倒くさいのですが、意外にも、今後、助成金申請や指定管理者制度を含む様々な行政とのコラボレート提案の資料作りとして、役立ちます。また、直接、県の担当者と会い、対面で実際の活動を知らせる、それだけでも、NPOを支援する機関としては、次へつなげる情報となります。

まだ出されていない団体は、県の方までご提出下さい。

また、「収支予算」はどんな場合でも提出資料として求められますので、苦手な方は、ぜひ、10月12日の『会計講座～初級編～』のご参加をお待ちしています。



さて、9月15日に発行されました「行革ニュース（平成17年度第2号）」においても、「県が実施している事務業務であっても、民間ボランティアやNPO等の協働体制の構築や専門分野における高度なノウハウを有する事業者等への委託……（詳しく県HPへ：行政改革推進班）」と明記され、指定管理者制度以外でもNPOの果たす役割が、益々、期待されているようです。

【管理者委託制度（旧）と指定管理者制度（新）との違い】

	管理委託制度（旧制度）	指定管理者制度（新制度：平成15年9月～）
委託先	自治体直営又は自治体の50%以上の出資法人（財団法人や第3セクターなど行政外郭団体）	営利法人等の民間企業やNPO、住民組織等幅広く可能。（任意団体でも可能だが、実際には法人格をもっていることが望ましい。）
選定方法	特定団体（出資団体）へ指定。委託が可能	原則として公募→選定委員会で決定→議会の承認。
業務の範囲や権限	委託契約の範囲内に限定。 施設利用許可権限なし。	管理を幅広く代行し、施設利用許可の権限を持つ。また、利用料金を決めることができ、自らの収入とできる。
契約の形態	委託契約	協定